

マイナンバーカードの普及に向けた促進策



新潟大学経済科学部准教授 小川 顕正

～要旨～

本稿は、マイナンバーカードの普及に向けた促進策について、これまで行われてきた促進策の効果と、今後望まれる促進策の方向性について明らかにしたものである。わが国の財政は厳しく、行政手続のオンライン化による効率化が急務である。しかしながら、行政手続のオンライン化に不可欠なマイナンバーカード（オンライン上での公的個人認証を可能にする）の交付率は、2022年11月末時点で53.9%となっており、2022年度末までにほとんどの国民にマイナンバーカードを行き渡らせる政府の目標は実現が難しくなってきた。これまで行われてきた促進策の中では、マイナポイント事業の効果が大きかったことが推察されるものの、今後も同様の効果が得られるかどうかは不明である。本稿では、今後の促進策の方向性として、EBPM（エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング）の考え方に沿った統計データの提供や行動経済学の知見に基づく情報提供を挙げている。

1 はじめに

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、2020年4月に一律10万円の特別定額給付金が給付されることになった。ところが、関東34市区の支給率（支給対象世帯に占める支給済み世帯の割合）が6月末時点でも約5割であるなど¹⁾、給付金の支給にかなりの時間を要した自治体が少なかった。一方、例えばアメリカでは社会保障番号に紐付いた口座に支給金を振り込むことによって法案成立から約2週間で支給が始まっており²⁾、経済対策のスピードの違いが顕著であった。なぜ、わが国ではこれほどまでに時間を要したのだろうか。

一つには、行政手続きのオンライン化が進ん

でいないことがある。行政手続きのオンライン化には、オンライン上での公的個人認証（給付金の場合はマイナポータルへのログイン）を可能にするマイナンバーカードの普及が不可欠であるが、2020年3月1日時点ではマイナンバーカードの交付率（交付対象人口に占める累計交付枚数の割合）は全国で15.5%に過ぎなかった。この状態で給付金の申請に「マイナポータル上でのオンライン申請」が加えられてもスピーディな対応は難しいだろう。実際、給付金のオンライン申請が可能であることが明らかにされると、新たにマイナンバーカードを申請する住民が増え、それまで平均で1日約2万8,000件であった申請件数が7万件を超える日もあった³⁾。また、

パスワードの再設定を求める住民が市区町村の窓口に殺到したため、臨時窓口を開設した自治体もあった。さらには、給付金のオンライン申請の受付が始まるとアクセス集中によって申請サイトが一時的にダウンするなど、様々な混乱が生じた。もし、すでにマイナンバーカードが十分に普及しており、あらゆる行政手続がオンライン化されていればこのような混乱は生じなかったであろう。

もう一つは、マイナンバーと預貯金口座が紐付いていないことである。実は「オンライン申請」でありながらマイナンバーと預貯金口座が紐付いていないために手続がオンラインで完結せず、職員による預貯金口座の確認を要していた。これに時間を要したことも支給を遅らせる原因となっていた。2016年1月に利用が開始されたマイナンバーは、「公平・公正な社会の実現」「行政の効率化」「国民の利便性の向上」の実現が目的であり、そのためには諸外国のようにマイナンバーを通じて国民の所得や銀行口座を把握することが不可欠なはずだが、いまだにこのようなシステムになっていない。

わが国の財政は極めて厳しい。行政のオンライン化による効率化は急務である。また、特別定額給付金のような一律給付ではなく、個人の所得状況に応じた給付が望ましい。現状では、何らかの給付が議論されるたびに一律給付が住民税非課税世帯かのいずれかしを選択できていない。本稿では、その基盤となるマイナンバーカードの普及に着目し、これまで政府が行ってきた促進策とその効果を振り返り、今後求められる促進策について考察する。本稿の構成は次の通りである。次の第2節では、マイナンバーカード普及の現状について整理している。第3節では、これまでの促進策（①マイナンバーカード取得促進キャンペーン、②コンビニ交付サー

ビス導入、③マイナポイント事業の効果）とその効果について考察している。続く第4節では、前節に基づいて今後求められる促進策の方向性について示した。

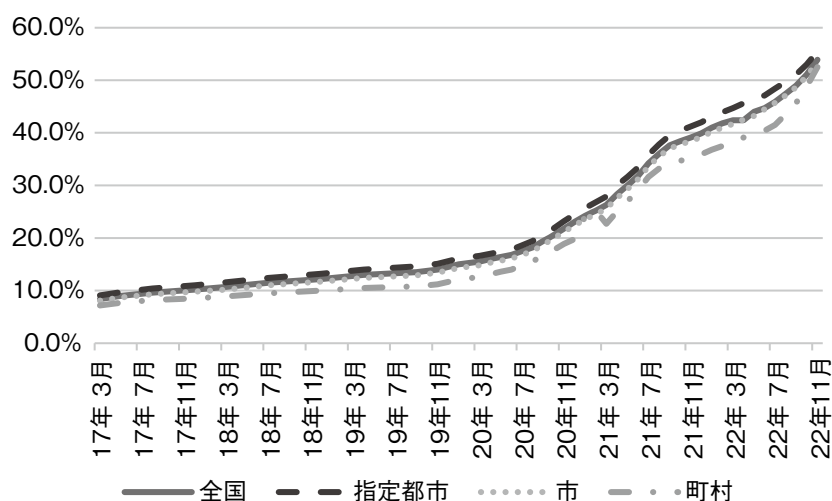
2 マイナンバーカード普及の現状

2016年1月にマイナンバーの利用が開始されてから7年が経過した。しかし、2022年11月末時点のマイナンバーカードの人口に対する交付率は53.9%である⁴⁾。なお、図1はマイナンバーカードの交付状況を表したものである。特別定額給付金やマイナポイント事業によって普及が進んだものの、2022年度までにはほぼ全ての国民にマイナンバーカードを行き渡らせるという政府の目標は実現が見通せない状況にある。なぜ、マイナンバーカードの普及は遅々として進まないのだろうか。

2018年に実施された内閣府の調査によれば、マイナンバーカードを「取得していないし、今後も取得する予定はない」と答えた人のうち57.6%が「取得する必要性を感じられないから」（複数回答可）と回答している⁵⁾。選挙の投票所への入場受付や災害避難所の入退所受付への活用、市の温泉施設やタクシーの利用時に割引を受けるための利用登録証・利用券としての活用、健康管理のためのスマートフォンアプリとマイナポータルとのデータ連携といった取り組みを行っている自治体も存在するが一部に限られる⁶⁾。多くの国民にとって、コンビニ交付サービス（コンビニで住民票の写しなどを取得できるサービス）以外に利用機会が見いだせないことはカード普及が進まない大きな要因であろう。

一方で、利用機会があまり見いだせないのは、カードの普及率が低いことから、カードを利用したサービスの供給が増えないためとも考えられる。マイナンバーカードのICチップには公的

図1 マイナンバーカード交付率の推移



(注) 2022年6月以降は市に特別区を含む。

(出所) 総務省「マイナンバーカードの市区町村別交付枚数等について」より筆者作成

個人認証サービスによる電子証明書の情報が記録されている。そのうち、署名用電子証明書は、「インターネット等で電子文書を作成・送信する際に利用」し、「作成・送信した電子文書が、利用者が作成した真正なものであり、利用者が送信したこと」を証明できるものである⁷⁾。また、利用者証明用電子証明書は、マイナポータルへのログインや、コンビニ交付サービス利用時のログインに使用され、ログインした者が、本人であることを証明することができるものである。新型コロナウイルスワクチン接種証明書アプリを活用したオンラインでの接種証明書発行もこれらを活用したものである。また、マイナンバーカードは行政手続だけではなく、民間企業でも利活用することができる⁸⁾。野村證券株式会社では公的個人認証サービスを利用して口座開設手続がオンライン上で完結するサービスを2018年6月から提供している。公的個人認証サービスを利用しない場合、オンラインで口座開設を申し込んだとしても本人確認のために書留郵便などで本人が書面を直接受け取る必要があるが、

マイナンバーカードの公的個人認証サービスを利用すればその必要はない。また、マイナンバーカードのICチップには空き領域があり、これに独自のアプリを格納することによって、活用の幅を広げることもできる。NTTコミュニケーションズ株式会社では、社員のマイナンバーカードのICチップに社員情報を登録する独自のアプリを導入し、セキュリティゲートの開閉、業務用パソコンや複合機のログインにマイナンバーカードを活用している。しかし、このような活用事例も十分に普及しているとは言えない。

ある財を選択する消費者が増えると、その財から得られる便益が増えていき（例えば、その財の利便性を高める補完財の供給が増えるなど）、他の消費者の選択にも影響を及ぼす現象をネットワーク外部性という。マイナンバーカードの普及率が上がればネットワーク外部性の便益が大きくなっていき、政府の普及促進策がなくてもマイナンバーカードは普及していくが、マイナンバーカードの普及率が一定の水準に達するまではネットワーク外部性の便益は小さく、

マイナンバーカードを取得する費用が便益を上回ってしまう。さらに、行政サービスには公平性が求められるため、マイナンバーカードの普及率が相当高くなければ、マイナンバーカードを持っていることを前提とした手続きを全面的に導入することには慎重にならざるを得ない。政府は、「カードの普及を図るのであれば、その必要性を丁寧に説明」することが求められる一方で（朝日新聞「(社説) マイナンバーカード普及策は再考を」(2019年9月10日))、カード取得を前提とした手続きへの切り替えについては「強引な押しつけ」と批判される（朝日新聞「(社説) マイナ保険証 あまりに拙速、乱暴だ」(2022年10月15日)) というジレンマに陥っているといえる⁹⁾。

3 これまでの促進策とその効果

マイナンバーカードの普及率が一定の水準に達してネットワーク外部性の便益が十分に大きくなるまでは、カード取得による便益が費用を上回るよう政府介入の余地がある。では、マイナンバーカードの普及にあたって国や地方自治体はどのような促進策を行ってきたのだろうか。ここでは、(1) マイナンバーカード取得促進キャンペーン、(2) コンビニ交付サービス導入、(3) マイナポイント事業について振り返る。

(1) マイナンバーカード取得促進キャンペーン

総務省は、2017年9月29日付で「マイナンバーカードの取得促進について（府番第189号 総行住第228号）」を各地方公共団体に通知し、「マイナンバーカード取得促進キャンペーン」の実施を要請した。このキャンペーンは次の13の取組みからなる。①共催・連携、②無料写真撮影、③オンライン申請等の補助、④土日や平日夜間の開庁時間延長、⑤福祉部局と連携した取組み、

⑥税部局や税務署と連携した取組み、⑦警察署や免許センターと連携した取組み、⑧がん検診や特定健診等における申請受付、⑨その他官民イベントにおける申請受付、⑩「マイナちゃん」「マイキーくん」の利用、⑪企業・団体等一括申請、⑫独自のキャンペーン、⑬マイナンバーカード交付申請書用封筒の周知・利用促進、であり、いずれの取組みも取得申請の機会費用を下げるのが意図されている。

総務省の通知では各取組みについて次の通り説明されている。①は「近隣団体で同時期に展開する等市区町村域を越えた連携」、②～④は「住民の利便に配慮」し、無料の写真撮影とオンライン申請等の職員による補助、土日や平日夜間の開庁時間延長を行うこと、⑤は「カード交付窓口以外の各部署及び各手続において交付申請を促すこと」、⑥は「マイナンバーの提示が必要となる税申告会場」において取得申請を促すこと、⑦は「マイナンバーカードが顔写真付き身分証明書として利用できる点について、運転免許証を返納する住民に対して訴求すること」、⑧は「がん検診や特定健康診査など、特に事前に出席者を特定できる行事を催す場合には、当該会場で本人確認の上、申請を受け付けること」、⑨は「日常的にはマイナンバー制度やマイナンバーカードに触れない住民に対しては、(中略) 行事主催者が官民いずれであるかを問わず、可能な限り多くの行事及び場所において申請を受け付けること」、⑩は普及啓発事業に「マイナちゃん」「マイキーくん」(マスコットキャラクター)を積極的に利用し、着ぐるみの貸し出しを総務省・内閣府に要請すること、⑪は企業・団体等から一括申請の希望があれば積極的に対応すること、⑫は地域の実情に即した独自のキャンペーンに取組むこと、⑬は「通知カードに同封して発送されたマイナンバーカード交付申請書用封

筒」の差出有効期間を平成 29 年 10 月 4 日までから平成 31 年 5 月 31 日まで有効な封筒として広く周知することとされている。

これらについては、総務省の調査「マイナンバーカード取得促進キャンペーン取り組み状況・予定」(2017 年 10 月 23 日から 11 月 2 日で実施)で、実施状況(2017 年 10 月末以前から実施していたか/2017 年 10 月末以降に実施する予定があるか)を都道府県および市区町村に聞いている¹⁰⁾。小川・赤井(2020)では、この調査結果をもとに、上記の 13 の取り組みのうち、いずれが有効であったかを市区町村レベルのデータを用いた定量分析に基づいて明らかにしている。この研究では、「共催・連携」と「がん検診や特定健診等における申請受付」を除いた全ての取組みが有効であること、相対的に影響の大きい取組みが「福祉部局と連携した取組み」、「警察署や免許センターと連携した取組み」、「企業・団体等一括申請」であることが明らかにされている。加えて、0～9 歳の人口に占める保育所等在所児数が多い自治体ほどカードの交付率が低いことから、働き盛りの世帯はカード取得の機会費用が相対的に高いことも示されている。いずれの取組みも具体的な対象者を想定して考えられたものであり、一定の効果はあったものの、促進策をある程度行ってきた自治体であっても交付率が 32.8% に過ぎない(2020 年 1 月 20 日現在)ことからすれば、インセンティブを伴わない促進策の限界が明らかになったとも述べられている。

(2) コンビニ交付サービス導入

「経済財政運営と改革の基本方針 2019(骨太の方針 2019)」(令和元年 6 月 21 日閣議決定)に基づく「マイナンバーカードの普及及びマイナンバーの利活用の促進に関する方針(カード普

及等方針)」が決定され、①マイナンバーカードを活用した消費活性化策と②マイナンバーカードと健康保険証との一体化が主な促進策とされた。ただ、方針以前には、コンビニ交付サービスの導入がマイナンバーカード取得促進の牽引役であった¹¹⁾。そのため、導入に必要なシステム構築費と運営負担金について国からの財政措置も行なっている¹²⁾。それでも、コンビニ交付サービスを導入するには、地方公共団体情報システム機構に運営負担金、コンビニ事業者等に委託手数料¹³⁾を支払う必要があることから、「費用対効果は低く、現時点での導入は難しい」¹⁴⁾とする自治体もあり、コンビニ交付サービスを利用できる市区町村は 992 団体(2022 年 12 月 16 日時点)となっている¹⁵⁾。先に挙げた小川・赤井(2020)では、コンビニ交付サービスの導入が取得申請に与えた影響についても市区町村レベルのデータを用いた定量分析を行なっている。これによると、コンビニ交付サービスの導入はカードの取得申請の促進につながっていることが明らかである。令和 4 年度まで延長された国からの財政措置を活用したコンビニ交付サービス導入がさらに広がることが望まれる。

(3) マイナポイント事業

マイナポイント事業は、カード取得による便益を直接的に高めるような促進策であり、それまでの促進策による効果が限定的であったことから実施された。2019 年 6 月のカード普及等方針で挙げられた「①マイナンバーカードを活用した消費活性化策」にあたり、マイナポイント事業第 1 弾(2020 年 9 月から 2021 年 12 月末まで)、マイナポイント事業第 2 弾(2022 年 1 月 1 日から 2023 年 2 月末まで)がある。なお、マイナポイント事業第 2 弾については令和 3 年度補正予算で約 1.8 兆円の予算を計上しており、特

に予算規模が大きい。

マイナポイント事業第1弾では、マイナンバーカードを取得してキャッシュレス決済サービスでチャージや買い物をすると利用金額の25%のポイントが還元された(上限5,000円)。マイナポイント事業第2弾には、①第1弾に申し込んでいる場合、2022年1月1日から2022年12月末までに申し込めば第1弾と同様に上限5,000円のポイント還元が受けられるものと、2022年6月30日から2023年2月末までの間に②マイナンバーカードの健康保険証としての利用申込を行うと7,500円相当のポイント、③公金受取口座の登録を行なうと7,500円相当のポイントが付与されるものがある。マイナポイント事業の効果について定量的に評価した研究は存在しておらず、ほぼ同時期に実施された特別定額給付金のオンライン申請によるものと効果を区別することは容易ではないが、図1の通り、2020年7月以降にそれまでよりも短い期間で約30%も交付率が上がっていることからすれば、これまでで最も効果のある促進策であったと言えるのではないか。

ちなみに、筆者が行ったWebアンケート調査(2022年10月25日から27日に実施)¹⁶⁾におい

て、アンケート実施時にマイナンバーカードを取得申請していない人(n=500)のうち、取得申請をしないつもりと答えた人(n=110)とまだ決めていないと答えた人(n=241)に対して、どのような金額を受け取ることができれば「取得申請をする」に行動を変えるかを聞いたところ、表1の通りとなった。これによると、500円や1,000円でも取得申請をする人が存在するものの、30,000円以上なら取得申請をする人や、いくらもらっても取得申請はしない人が多く存在することがわかる。これが、マイナポイント事業第2弾の締め切りが迫っている2022年12月¹⁷⁾でもなお、交付率がようやく50%を超える状態であることの要因かもしれない。これまでのマイナポイント事業を上回るポイントを付与することは既に取得申請した人との公平性を欠くだけではなく、取得申請を遅らせれば遅らせるほど付与されるポイント数が上がっていくという誤ったメッセージを与えることにつながるため、新たなマイナポイント事業の実施は現実的ではない。したがって、ポイント付与はこれまでで最も効果があった促進策であったかもしれないが、今後については慎重に検討すべきだと考えられる。

表1「いくら受け取るなら取得申請をするか」についての回答

金額	n	%
500円をもらえる時	6	1.7
1,000円をもらえる時	4	1.4
3,000円をもらえる時	7	2.0
5,000円をもらえる時	7	2.0
8,000円をもらえる時	0	0.0
10,000円をもらえる時	30	8.5
15,000円をもらえる時	0	0.0
20,000円をもらえる時	20	5.7
30,000円以上をもらえる時	149	42.5
取得申請はしない	127	36.2
合計	351	100.0

(出所) Webアンケート調査「マイナンバーカードの取得申請と支払い意思額に関する調査」の調査結果より筆者作成

4 今後の促進策

2022年6月7日に閣議決定された「デジタル田園都市国家構想基本方針」には、「自治体マイナポイントの全国展開」（地域独自のポイント給付施策）と「マイナンバーカードの交付率を普通交付税における地域のデジタル化に係る財政需要の算定に反映すること」が含まれている。自治体マイナポイントについては令和4年8月に総務省が示した「令和5年度総務省所管予算概算要求の概要」で「自治体マイナポイントの全国展開」が763.2億円となっている¹⁸⁾が、前節を踏まえると効果は限定的となるかもしれない。また、普通交付税の算定にカードの交付率を反映することについては、これまでカード普及の努力を怠っていた自治体が相当数存在するのであれば効果が望めるかもしれないが、そうでなければ効果は限定的かもしれない。

ここで、今後の促進策について考察する。普通交付税の算定にマイナンバーカードの交付率を反映させるだけではなく、そもそも2019年9月のデジタル・ガバメント閣僚会議で自治体ごとに交付円滑化計画の策定が要請されており、引き続きカード普及の促進策の主体は地方自治体である。そこで、各自治体に対しては、先進事例¹⁹⁾だけではなく、内閣府が推進するEBPM（エビデンス・ベスト・ポリシー・メイキング）の趣旨に沿った、より詳細な統計データの提供をすべきではないか。例えば、先進事例によってどのような住民（性別・年齢など）の取得申請が増えたのかは明らかにされていないし、そもそも各自治体における性別・年齢別の交付率も明らかにされていない。より効果的な促進策を実施するためには、まさにEBPMの考え方に基づくアプローチが求められると考えられる。

マイナンバーカードは国民全員が取得することが望ましいにも関わらず、政治的経緯から強

制取得という政策オプションは選択しづらい。このような状況では、人々の自己選択への介入を最小限にとどめつつ、社会的に望ましい行動へと変容させることが望まれる。近年、そのための方法の一つとして、行動経済学的な見地に基づく情報提示（ナッジ）²⁰⁾が注目されるようになっており、直近では、新型コロナウイルスのワクチン接種をどう促すかについて研究が蓄積されつつある²¹⁾。ここで、行動経済学の知見を活かしたマイナンバーカード促進策として一つ例を挙げてみる。行動経済学では保有効果（endowment effect）が知られている。これは、ある財を新たに手に入れるときの利益よりも、同じ財を同じ価格で失うときの損失の方をより大きく評価してしまうという人々の傾向である。この考え方を活かすならば、「カード取得によってポイントが得られる」ことを強調するメッセージよりも「カードを取得しなければ（得られるはずの）ポイントを失う」ことを強調するメッセージの方が取得申請を促す効果が高いかもしれない。このような情報提示（ナッジ）も今後の促進策において検討すべきかもしれない。

しかしながら、そもそもマイナンバーカードを取得する直接的必要性が乏しいままでは、ここに挙げたいずれの促進策の効果も限定的となる可能性がある。よって、健康保険証や運転免許証との一体化については、政治的環境が許す限り、他の代替手段²²⁾を用意することなく推進していくことが望ましいと言えるのではないかと

【注】

- 1) 東京新聞「10万円給付、関東6月末時点でようやく47% 人口集中で作業に遅れ」（2020年7月11日）より。
- 2) 日経新聞「デジタル活用の遅れ挽回の好機に」（2020年5月5日）より。

- 3) 日経グローバル「マイナンバーもっと生かせ
コロナ禍で社会基盤の期待高まる」(No.388, 2020
年5月18日)より。
- 4) マイナンバーカードの交付状況は総務省ホーム
ページ「マイナンバー制度とマイナンバーカード」
(2022年12月10日参照)に掲載されている。ち
なみに、マイナンバーカードの交付率が高い特別
区・市には、宮崎県都城市(87.5%)や兵庫県養
父市(86.5%)、町村には大分県姫島村(93.4%)
や新潟県粟島浦村(89.9%)など、人口規模が比
較的小さい自治体が多い。[https://www.soumu.
go.jp/kojinbango_card/](https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/)
- 5) 内閣府(2018)「マイナンバー制度に関する世
論調査」より。「身分証明書になるものは他にあ
るから」(42.2%)、「個人情報の漏えいが心配だか
ら」(26.9%)が続く。
- 6) 日経グローバル「マイナンバーもっと生かせ
コロナ禍で社会基盤の期待高まる」(No.388, 2020
年5月18日)より。
- 7) 総務省ホームページ「マイナンバー制度とマイ
ナンバーカード」(2022年12月15日参照)より。
https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/
- 8) これらの事例は地方公共団体情報システム機構
(2019)「マイナンバーカードの民間企業での利活
用 できることと今後の展開」『月刊 J-LIS 2019
年8月号』より。
- 9) ちなみに、報道機関の論調は一貫していない。
例えば、朝日新聞「(社説) 納税者番号導入への
道を整えよう」(2009年11月26日)では、「所得
や資産を知られることに国民の間で不安や反発が
強かったことだ(中略)だが、不安を理由に導入
を見送っていては、公平な税制や必要な貧困・福
祉対策が実現しない」としながら、朝日新聞「(社
説) マイナンバー 性急な議論は危うい」(2020
年6月4日)では、「全口座を政府が把握する仕
組みの導入は(中略)国民の根強い不安から頓挫

してきた。コロナ禍に乗じるようなやり方は許さ
れない」としている。

- 10) 調査結果は2017年12月14日に公表されてお
り、「全ての都道府県及び指定都市並びに約9割
の市区町村において、マイナンバーカード取得促
進キャンペーンとして取組みを実施」とされてい
た。
- 11) 地方公共団体情報システム機構(2020)「苫小
牧市(北海道)/マイナンバーカードの取得促進
を通して見えてきたこと」『月刊 J-LIS 2020年3
月号』によれば、コンビニ交付の体験会をイオン
モール苫小牧で開催したところ、カードの取得申
請が増えたという。
- 12) 3年間、総事業費の2分の1を特別交付税で措
置をするもので、上限は5,000万円である。令和
4年度まで延長されている。
- 13) 地方公共団体情報システム機構ホームペー
ジ「コンビニ交付導入のメリットと参加要件(市
区町村向け)」(2022年12月18日参照)によれ
ば、コンビニ事業者等へ支払う委託手数料は1通
あたり117円(税込み、令和元年10月以降)、地
方公共団体情報システム機構へ支払う運営負担金
は、町村の場合は890,963円、市・特別区の場合
は、2,218,741円(人口5万人未満)から9,879,630
円(人口100万人以上の政令市)となっている
(令和3年度以降)。また、自治体基盤クラウドシ
ステムを利用する場合は、人口3万人未満の市で
1,527,777円、町村で0円(令和3年度～5年度)
となっている。[https://www.j-lis.go.jp/rdd/card/
convinikoufu/cms_93099520.html](https://www.j-lis.go.jp/rdd/card/convinikoufu/cms_93099520.html)
- 14) 愛媛県新居浜市ホームページ「みなさんからのご
意見と回答(平成30年3月受付分)掲載日:2018
年4月13日更新」(2022年12月18日参照)よ
り。[https://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/hisyo
kouhou/ikenkaitou201803.html](https://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/hisyo-kouhou/ikenkaitou201803.html)
- 15) 地方公共団体情報システム機構ホームペー

- 「コンビニ交付 利用できる市区町村」(2022 年 12 月 10 日 参照) より。https://www.j-lis.go.jp/rdd/card/convinikoufu/cms_93099520.html
- 16) Web アンケート調査「マイナンバーカードの取得申請と支払い意思額に関する調査」は、楽天インサイト株式会社に委託して赤井伸郎教授(大阪大学大学院国際公共政策研究科)と共同で実施した。アンケートの全回答者数は 1,000 人で、地域・性別・年齢の構成比が実態に近似するまで回答を受け付けた。なお、当調査は JSPS 科研費 20H01450 から助成を受けている。
- 17) マイナンバーカードの取得申請を 2022 年 12 月末までに行う必要がある。
- 18) 令和 4 年度当初予算額は 1,027.2 億円であった。
- 19) 総務省は、交付率が平均を下回る「重点的フォローアップ対象団体」に対し、先進事例を示すなど直接的な働きかけを行なっている。総務省ホームページ「マイナンバーカード申請促進について」(2022 年 12 月 18 日参照)では、令和 4 年 2 月分から令和 4 年 11 月分までの先進事例が掲載されている。https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/#sokushin
- 20) リチャード・セイラー、キャス・サンスティーン(2009)『実践行動経済学：富、幸福への聡明な選択』日経 BP など。
- 21) 例えば、佐々木・齋藤・大竹(2021)「ワクチン接種の後押し：自律的な意思決定を阻害しないナッジ・メッセージを目指して」RIETI Discussion Paper Series 21-J-023 など。
- 22) 2022 年 10 月 13 日に河野太郎デジタル相が現行の健康保険証を 2024 年秋に廃止し、マイナンバーカードと一体化したものへ全面的に切り替えることを表明したが、岸田首相はカードを持たない人に対して新しい制度を用意するとの考えを 10 月 24 日に示した。

【参考文献】

- 小川顕正・赤井伸郎(2021)「マイナンバーカード普及率の要因分析 - 促進政策効果の要因分析 -」『日本地方財政学会研究叢書』(28), pp.15-37.
- 佐々木・齋藤・大竹(2021)「ワクチン接種の後押し：自律的な意思決定を阻害しないナッジ・メッセージを目指して」RIETI Discussion Paper Series 21-J-023.
- リチャード・セイラー、キャス・サンスティーン(2009)『実践行動経済学：富、幸福への聡明な選択』日経 BP.

おがわ あきのぶ

慶應義塾大学商学部卒、大阪大学大学院国際公共政策研究科博士後期課程終了。博士(国際公共政策)。古河電気工業株式会社(2006-2019 年)、川崎市議会議員(2011-2015 年)、京都先端科学大学専任講師(2019-2021 年)、同大学准教授(2021-2022 年)を経て現職。

【主な著作】

「マイナンバーカード普及率の要因分析 - 促進政策効果の要因分析 -」(赤井伸郎教授との共著)『日本地方財政学会研究叢書』(28) pp.15-37. 2021 年 3 月
「地方自治体による財務諸表の活用と財政行動」(近藤春生教授との共著)『フィナンシャル・レビュー』(149) pp.93-111. 2022 年 11 月 など